

平成 17 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名：株式会社 新生銀行  
代表者名：代表執行役会長兼社長 八城 政基  
(コード番号：8303 東証第一部)

## 預金保険機構による当行補償請求に対する回答について

当行は平成 16 年 12 月 27 日に預金保険機構に対して、破産者株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（以下「EIEI」という。）およびその関係者との訴訟により当行に生じた損害（「EIEI 関連損害」という。）について補償請求（総額約 134 億円）をいたしました。が、預金保険機構よりこれには応じられない旨の通知を平成 17 年 4 月 28 日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 預金保険機構による回答内容

今般、当行は預金保険機構より、EIEI 関連損害に係る一連の訴訟手続は株式売買契約書<sup>1</sup>における株式売買の実行日（以下「実行日」という。）から 3 年間を経過した時点において訴訟が係属していたと認められないこと等の理由から、同機構に対する EIEI 関連損害に係る当行の補償請求は、株式売買契約書第 5.2.2 項に基づく補償対象にならないものを含んでおり、補償対象となるべき当行の損害等の範囲が明確に示されていない以上、同機構としては、当行の請求には応じることが出来ない旨の通知を受領しました。

#### 2. 当行の考えおよび今後の方針

当行といたしましては、本件補償請求の対象となった事案はすべて旧日本長期信用銀行時代に行われた取引等事実に起因するものであり、かつ、当行は実行日から 3 年以内に株式売買契約書上要求される預金保険機構への通知を行う等、補償請求のための手続を全て適正に行っており、今般の補償請求額全額が株式売買契約書に基づく補償対象であるものと考えております。

---

<sup>1</sup>預金保険機構、ニュー・エルティイーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成 12 年 2 月 9 日付株式売買契約書

当行としましては大変残念ではありますが、これ以上両者間で交渉を継続しても合意には至ることは難しく、公正かつ透明性のある法的手続きにて解決することが望ましいと判断し、近く行内の手続を経たうえ法的手続に入ることを決めましたので併せてお知らせいたします。

なお、当行は平成 17 年 3 月の決算において、EIEI 関連損害について 45 億円の引き当てを計上しており、今回の預金保険機構の回答によって引き当てを積み増す必要はないと考えております。

### 3. 補償請求の経緯

株式売買契約書のもとで、当行は、平成 12 年 3 月 1 日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。

当行は、当行が東京地方裁判所において提起した EIEI の破産管財人等に対する債務不存在確認請求訴訟、および、EIEI が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟等、EIEI 関連当事者との訴訟に関し、平成 16 年 5 月 23 日、EIEI 及びその関係者との間で、当該訴訟その他日本国内外で同日現在係属中であった訴訟にかかる全ての紛争について和解の合意に達しました。当行は、同年 6 月 16 日に和解金 218 億円を EIEI の破産管財人に対して支払い、また、和解条項の履行として、当該訴訟その他当行と EIEI 及びその関係者との間に存在する全ての訴訟の取下げが行われました。

EIEI 関連損害に係る補償請求額約 134 億円は、EIEI 関連訴訟により当行に生じた損失、費用及び経費の額約 225 億円から、補償請求することを差し控えた 44 億円、および、株式売買契約書に規定された当行自己負担部分 50 億円のうち約 47 億円、計約 91 億円を控除して算出した金額です。

以 上